（大阪労農記者クラブ扱い）

大阪労働局発表
平成 25 年８月 29 日

担当	大阪労働局労働基準部健康課 電　話　06(6949)6500

健康診断及び事後措置の徹底について集中的に指導

～9 月を「職場の健康診断実施強化月間」と位置づけ～

○　第 64 回全国労働衛生週間が９月１日から 30 日までを準備期間、10 月１日から７日までを本週間として実施されます。

○　その一環として、労働安全衛生法に基づく事業者による健康診断及び事後措置の実施を改めて徹底するため、全国労働衛生週間準備期間に合わせて、９月を「職場の健康診断実施強化月間」と位置づけ、健康診断の実施及び事後措置の徹底等について集中的・重点的な指導等を行うこととしており、当局としても強化月間中に実施を予定している安全衛生関係に係る全ての集団指導等において以下の重点事項についての指導等を徹底することとしています。

《重点事項》
【１】健康診断の実施徹底
【２】健康診断実施後の事後措置の徹底
【３】小規模事業場に対する地域産業保健事業の周知と活用の促進
【４】高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）に基づく事業者から医療保険者への健康診断結果の情報提供に関する義務の周知

＊今年度においては、本年６月 14 日に閣議決定された「日本再興戦略」のロードマップにおいて目標として掲げられている「健診受診率の向上」の達成のため、厚生労働省では本年９月の健康増進普及月間に、健診受診率の向上に向けた『健康づくり大キャンペーン』を開始することとしています。

実施事項

１　事業場に対する集団指導、監督指導・個別指導について

（１）９月中に予定している全国労働衛生週間説明会及び安全衛生関係に係るすべての集団指導の対象事業場に対し指導を実施。
（全国労働衛生週間説明会・安全衛生大会については別添のとおり）

（２）９月中に実施を予定しているすべての監督指導・個別指導の対象事

業場に対し健康診断の実施と事後措置の取組等について指導を実施。

２　事業場に対する周知について

１のほか、以下の場合をはじめ様々な機会を活用し、健康診断の実施及び事後措置の実施等に係る周知や指導を行う。

（１）局署の窓口において、事業場の来訪等あらゆる機会を捉え、関係リーフレット等を活用し、周知を行う。

（２）地域産業保健事業において、受託者に協力を求め、事業場に対する支援を行う際に、関係リーフレット等を活用して事業者に対する周知を行う。

（３）労災防止団体や労使関係団体及び自治体に協力を要請し、事業者等への周知を促進する。

別添

労働基準協会等が実施する全国労働衛生週間説明会

管轄労働基準監督署	会　　場	日　　時	内　　容
大　阪　南	大阪南労働基準会館 （大阪市西成区）	9月 5日　14:30～ 9月12日　14:30～	講習・説明 講習・説明
天　　満	山西福祉記念会館 （大阪市北区）	9月 9日　14:00～17:00	講習・説明 特別講演
大　阪　西	大正産業会館 （大阪市大正区）	9月 9日　14:00～16:30	講習・説明 特別講演
西　野　田	此花会館 （大阪市此花区）	9月 6日　13:25～16:00	講習・説明 特別講演
淀　　川	豊中商工会議所 （豊中市）	9月11日　13:30～17:00	講習・説明 特別講演
東　大　阪	ユトリート東大阪 （東大阪市）	9月12日　13:30～16:00	講習・説明 特別講演
岸　和　田	貝塚市民福祉ｾﾝﾀｰ （貝塚市）	9月 6日　13:30～16:30	講習・説明 特別講演
堺	堺市民会館 （堺市）	9月 6日　13:30～17:00	講習・説明 特別講演
羽　曳　野	富田林市民会館 （富田林市）	9月 6日　14:00～16:30	講習・説明 特別講演
北　大　阪	北大阪商工会議所 （枚方市）	9月13日　14:00～16:00	講習・説明 特別講演
泉　大　津	泉大津市民会館 （泉大津市）	9月12日　13:30～16:20	講習・説明 特別講演

第64回 全国労働衛生週間

10月1日～7日（準備期間 9月1日～30日）

平成25年度（2013年度）スローガン

健康管理　進める　広げる　職場から

趣　旨

全国労働衛生週間は、昭和25年の第1回実施以来、今年で第64回を迎える。この間、全国労働衛生週間は、国民の労働衛生に関する意識を高揚させ、事業場における自主的労働衛生管理活動を通じた労働者の健康確保に大きな役割を果たしてきたところである。

我が国における業務上疾病の被災者は長期的には減少してきたものの近年は横ばいとなっており、昨年は7,743人と前年からわずかに減少した。一方、一般定期健康診断の結果何らかの所見を有する労働者の割合が平成24年は52.7%とほぼ前年並みとなっているなど職場での健康リスクは依然として存在していることから、労働者の健康確保の観点から、健康診断の実施を徹底し、健診結果に基づく保健指導や事後措置を適切に実施していくことが重要となっている。

我が国の自殺者は平成24年は15年ぶりに3万人を下回ったが、約2,500人が勤務問題を原因・動機の一つとしていること、メンタルヘルス上の理由により休業又は退職する労働者がいること、精神障害等による労災認定件数が前年比約1.5倍となり過去最高を記録したこと等から、職場におけるメンタルヘルス対策の取組は依然として重要な課題となっている。

さらに昨年には、印刷事業場において化学物質を使用していた労働者に、高い頻度で胆管がんが発生していた事案が判明した。このような化学物質による健康障害等の防止のため、印刷事業場に限らず、化学物質を取り扱うすべての事業場において、安全データシート（SDS）等を通じて入手した危険有害性等の情報に基づくリスクアセスメントやばく露防止対策の実施等、職場における自律的な化学物質管理の徹底が改めて課題となっている。

また、平成25年度から平成29年度までの5か年を計画期間とする第12次労働災害防止計画がスタートしており、重点とする健康確保・職業性疾病対策として、メンタルヘルス対策、過重労働対策、化学物質による健康障害防止対策、腰痛・熱中症予防対策、受動喫煙防止対策を掲げ、具体的な数値目標を設定しているところであり、それらの対策の目標の達成をはじめとしたさらなる健康確保対策等の推進に向けて、事業者等が労働者の健康障害の防止、健康診断の結果に基づく措置の実施の促進等に着実に取り組み、健康を確保する必要がある。

このような観点から、今年度は、

「健康管理　進める　広げる　職場から」

をスローガンとして全国労働衛生週間を展開し、事業場における労働衛生意識の高揚を図るとともに、自主的な労働衛生管理活動の一層の促進を図ることとする。

全国産業安全衛生大会　2013 in 大阪

期間　平成25年10月30日～11月1日

会場　総合集会（10月30日）　大阪城ホール
分 科 会（10月31日、11月1日）　大阪国際会議場　大阪アカデミア

☆同時開催される**緑十字展2013**において、大阪労働局による特別展示**【安全見える化パネル展】**を行います。　会場　インテックス大阪 5号館

大阪労働局・各労働基準監督署
http//osaka-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/

事業場の実施事項（抜粋）

労働衛生水準のより一層の向上及び労働衛生意識の高揚を図るとともに、自主的な労働衛生管理活動の定着を目指して、各事業場においては、事業者及び労働者が連携・協力しつつ、次の事項を実施してください。

(1) 本週間中に実施する事項

ア　事業者又は総括安全衛生管理者による職場巡視
イ　労働衛生旗の掲揚及びスローガン等の掲示
ウ　労働衛生に関する優良職場、功績者等の表彰
エ　有害物の漏えい事故、酸素欠乏症等による事故等緊急時の災害を想定した実地訓練等の実施
オ　労働衛生に関する講習会・見学会等の開催、作文・写真・標語等の掲示、その他労働衛生の意識高揚のための行事等の実施

(2) 準備期間中に実施する事項

下記の事項について、日常の労働衛生活動の総点検を行い、労働衛生水準の向上を図る。

ア　健康管理の推進（9月を「職場の健康診断実施強化月間」として位置づける。）
（ア）健康診断の実施、有所見者の健康保持に関する医師からの意見聴取及び健康診断実施後の措置の徹底
（イ）一般健康診断結果に基づく必要な労働者に対する医師又は保健師による保健指導の実施
（ウ）高齢者の医療の確保に関する法律に基づく医療保険者が行う特定健診・保健指導の実施との連携
（エ）小規模事業における地域産業保健センターの活用

イ　労働者の心の健康の保持増進のための指針等に基づくメンタルヘルス対策の推進
（ア）事業者によるメンタルヘルスケアを積極的に推進する旨の表明
（イ）衛生委員会等における調査審議を踏まえた「心の健康づくり計画」の策定、実施状況の評価及び改善
（ウ）4つのメンタルヘルスケア（セルフケア、ラインによるケア、事業場内産業保健スタッフ等によるケア、事業場外資源によるケア）の推進に関する教育研修・情報提供
（エ）職場環境等の評価と改善等を通じたメンタルヘルス不調の予防から早期発見・早期対応、職場復帰における支援までの総合的な取組みの実施
（オ）自殺予防週間（9月10日～9月16日）等をとらえた職場における自殺対策への積極的な取組みの実施

ウ　過重労働による健康障害防止のための総合対策の推進
（ア）時間外・休日労働の削減及び年次有給休暇の取得促進及び労働時間等の設定の改善による仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進
（イ）健康管理体制の整備、健康診断の実施等
（ウ）長時間にわたる時間外・休日労働を行った労働者に対する面接指導等の実施
（エ）小規模事業場における面接指導等実施に当たっての地域産業保健センターの活用

エ　労働衛生管理体制の確立と労働安全衛生マネジメントシステムの確立を始めとした労働衛生管理活動の活性化
オ　作業環境管理の推進
カ　作業管理の推進
キ　労働衛生教育の推進
ク　職場における受動喫煙防止対策の推進
ケ　粉じん障害防止対策の徹底
コ　職場における腰痛予防対策指針による腰痛の予防対策の推進
サ　熱中症予防対策の徹底
シ　電離放射線障害防止対策の徹底
ス　騒音障害防止のためのガイドラインに基づく騒音障害防止対策の徹底
セ　振動障害総合対策要綱に基づく振動障害防止対策の徹底
ソ　ＶＤＴ作業における労働衛生管理のためのガイドラインによるＶＤＴ作業における労働衛生管理対策の推進
タ　化学物質の管理の推進
チ　石綿障害予防対策の徹底
ツ　酸素欠乏症等の防止対策の徹底
テ　心とからだの健康づくりの継続的かつ計画的な実施のための体制の整備・充実
ト　快適職場指針に基づく快適な職場環境の形成の推進
ナ　職場におけるウイルス性肝炎に関する理解と取組みの促進
ニ　職場におけるＨＩＶ／エイズに関する理解と取組の促進
ヌ　東日本大震災に伴う復旧工事における労働衛生対策の推進